

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令案について

平成16年3月
自動車交通局

1. 改正の背景

- (1) 道路運送法(以下「法」という。)の規定により、一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから運行管理者を選任しなければならないこととされており、法21条第2号の許可を受けて、一般貸切旅客自動車運送事業者が乗合旅客の運送(以下「21条乗合運送」という。)を行う場合には、当該事業者は「一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証(以下「貸切運行管理者証」という。)」の交付を受けている者のうちから運行管理者を選任しなければならないこととされています。
- (2) 一方、21条乗合運送は、需給調整規制の廃止による過疎地等における乗合バス事業の代替手段として、また、乗合バス事業によることが困難なきめ細かい輸送ニーズへの対応方策として近年急増しているところですが、その運行実態を踏まえると、貸切運行管理者証以外の運行管理者資格を有する者であっても、運行管理に必要な業務を行うことができること、乗合バス事業者又はタクシー事業者が新たに21条乗合運送に参入するにあたって、既に選任している運行管理者に加え、新たに貸切運行管理者証を有する者を選任することは事業者に多大な負担を課すことになること等の理由から、21条乗合運送に必要な運行管理業務及び運行管理者資格について、所要の改正を行う必要があります。

2. 改正の概要

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業に必要とされている運行管理業務のうち、経路の調査等及び運行指示書による指示等については、21条乗合運送を行う場合には、これを不要とします。(第28条及び第28条の2関係)
- (2) 21条乗合運送を行う場合に選任すべき運行管理者が有すべき運行管理者資格について次のとおり改めます。(第47条の3関係)

使用車両の乗車定員	現行	改正後
11人以上	貸切運行管理者証	乗合運行管理者証又は貸切運行管理者証
10人以下	貸切運行管理者証	乗合運行管理者証、貸切運行管理者証又は乗用運行管理者証

- (3) その他所要の改正を行います。